

琵琶湖開発総合管理所におけるオープンカウンター実施説明書

独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所（以下、「当管理所」という。）における工事、測量建設コンサルタント業務、物品の購入及び軽微な役務業務（以下、「物品調達等」という。）の調達について下記のとおり実施する。

記

1 対象範囲

予定価格100万円以下の物品調達等であり、且つ参加条件において技術的適性を必要としない案件であること。

2 定義

この説明書においてオープンカウンターとは、見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式の見積合わせをいう。

3 見積参加者に必要な資格等

(1) 独立行政法人水資源機構の工事、測量建設コンサルタント及び物品製造等有資格業者名簿（以下、「有資格業者名簿」という。）に登録がある者。

ただし、有資格業者名簿に登録されていない者の参加を認める場合がある。

(2) 該当案件の掲示の日から見積書提出期限の日までの間、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（平成6年5月31日6経契第443号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) (1)～(2)の他、案件ごとに参加資格を設定している場合は、当該参加資格を有している者であること。

(4) (1)～(3)に掲げるものの他、物品調達等の性質により、地域要件等の参加資格要件を定める場合がある。

(5) 当管理所から記12に定める見積の参加制限を受けていない者であること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、当機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 当実施説明書により当該方式による見積合わせである旨を承諾した者であること。

4 見積の依頼

(1) 見積の依頼に当たっては、見積依頼書（様式第1号）により行う。

- (2) 見積依頼書の掲示は、当管理所ホームページへの掲載により行うものとする。
- (3) 仕様書、数量表その他見積に必要な資料（以下、「仕様書等」という。）の交付は、仕様書交付希望届（様式第2号）をファクシミリ装置、電子メール、持参又は郵送により提出した者に対し、ファクシミリ装置又は電子メールにより行うものとする。
- (4) 仕様書等を受領した者は、仕様書等の交付受領書をファクシミリ装置、電子メール、持参又は郵送により提出すること。

5 見積期間

見積合わせを行う日は、工事・測量建設コンサルタント業務においては当該掲示を開始した日の翌日から起算して原則4日以上、物品購入等においては当該掲示を開始した日の翌日から起算して原則8日以上設けることとする。ただし、急を要するときは、その期間を短縮する場合がある。

6 見積依頼書等に対する質問

- (1) 見積依頼書等に関する質問は、書面（様式は任意）により受け付けるものとし、見積依頼書に記載する質問書提出期限までに提出するものとする。
- (2) 質問書は総務課に提出するものとし、提出方法はファクシミリ装置による通信、電子メール、持参又は郵送による。
- (3) 質問書に対する回答の閲覧期間は、原則として、質問書の受付期間の翌日から開始し、見積合わせの前日に終了するものとする。
- (4) 質問書に対する回答の閲覧方法は、当管理所ホームページからのダウンロードによるものとする。
- (5) 物品の購入に関し、仕様書等に参考物品を提示している場合は、参考物品以外の同等品による参加を認めるが、質問書により同等品規格を提示し、当管理所から同等品と認める旨を回答された物品に限る。この場合における回答の方法は、質問書を提出した者に電話により伝えるものとする。

7 見積書の様式、徴取等

- (1) 見積書の様式は、任意のものとする。
- (2) 見積書の提出は、ファクシミリ装置による通信、電子メール、持参又は郵送により行うものとする。
- (3) 見積書の日付は、見積書の提出日を記入すること。
- (4) 見積書を提出した後は、見積書の引き換え及び変更並びに取り消しはできない。また、見積金額の誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積の無効を主張することはできない。

8 見積合わせ参加について

- (1) 見積合わせ参加について、見積依頼書等を入手した者が必ず見積合わせに参加しなければならないものではないことから、見積に参加しないと判断した場合に辞退届を提出する必要はない。
- (2) 見積合わせは、見積依頼書において指定した見積書提出期限後に機構職員立会のもを行うため、見積参加者の立会は求めない。

9 無効の見積

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 提出期限以降に到着した見積書
- (3) 指定した方法以外の方法により提出された見積書
- (4) 指定した場所以外の場所に到着した見積書
- (5) 記名押印を欠く見積書（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない見積書）
- (6) 金額を表示していない又は金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積書
- (8) 同一業者が重複して提出した全ての見積書
- (9) 明らかに連合によると認められる見積書
- (10) その他オープンカウンターの参加条件に違反して提出された見積書

10 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積もりをした者と契約締結することとする。
- (2) 同価見積があった場合は、くじにより契約締結の相手方を決定するものとする。
- (3) 見積回数は2回を限度とする。第1回の見積合わせにおいて契約の相手方が決定しなかった場合、再度見積に移行する。再度見積の日時等については、見積依頼書に明示し、2回目に移行した旨を第1回の見積書提出業者あて電話で連絡するものとする。なお、2回目の見積合わせを辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出すること。
- (4) 見積書の提出期限までに見積書の提出が無い場合や、予定価格の制限の範囲内の見積が無い場合は、オープンカウンター方式による見積合わせは成立しないこととする。なお、その場合は別途選定した業者に見積もりを依頼し、同内容で見積合わせを行う場合がある。

1.1 決定の通知

契約の相手方として決定した者に対してのみ通知することとし、次の方法により行うものとする。

- (1) 決定の通知に当たっては、決定通知書（様式第3号）を使用する。
- (2) 決定通知書の交付は、ファクシミリ装置による通信又は電子メールにより行うものとする。
- (3) 見積結果の公表は行わないが、見積結果について見積合わせ参加者より問い合わせがあった場合には、契約締結者名及び契約金額について口頭で回答するものとする。

1.2 見積の参加制限

当管理所が発注した業務の請負契約において、過去2年以内に次の(1)～(7)までのいずれかに該当する者は見積に参加できない。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 契約締結予定者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした者
- (7) その他、機構において不相当と認められた者

1.3 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 見積書作成に要する費用は、見積合わせ参加者の負担とする。
- (3) 当管理所の都合により、見積の延期又は中止をすることがある。

独立行政法人水資源機構 分任契約職

琵琶湖開発総合管理所長 田野 弘明

(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 ○○購入
2 納 入 場 所 滋賀県大津市○○
3 納 期 契約締結の翌日から○○日
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので、入札心得書等を熟読のうえ見積書を提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 見積参加要件 本店、支店又は営業所が滋賀県内に所在すること。
- 3 見 積 書 等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
- 2) 提出方法 FAX、電子メール、持参又は郵送による。
- 3) 見積書 令和 年 月 日 時 まで
提出期限
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所
滋賀県大津市堅田2丁目1-10
FAX 077-574-1739 電子メール nyukei_biwako@water.go.jp
- 5) 担当者 総務課 ○○
- 6) 質問書 令和 年 月 日 時 まで
提出期限
- 7) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は 令和 年 月 日 時 までとします。
- 8) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 結 果 見積結果については、原則として、契約の相手方として決定した者のみに提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 そ の 他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。くじ用数値については、仕様書交付希望届に任意の3ケタの数字をご記入ください。

仕様書交付希望届

宛 先	独立行政法人水資源機構 琵琶湖開発総合管理所			
	総務課 ○○ 宛			
	電話番号	077-574-0680	FAX番号	<u>077-574-1739</u>
発信者 (※必須)	(会社名)			
	(担当者名)			
	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス			
件 名	仕様書等の交付依頼			
<p>以下の件名について、仕様書等の交付を依頼します。</p> <p>○見積依頼件名</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">○○購入</p> <p>○くじ用数値</p> <p>くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。</p> <div style="border: 2px solid black; width: 300px; height: 30px; margin: 10px auto; display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> <div style="width: 30%;"></div> </div> <p>○見積辞退について</p> <p>仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。</p> <p>○同方式の承諾</p> <p>「琵琶湖開発総合管理所におけるオープンカウンタ実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 承諾する</p>				

落札決定者 殿

独立行政法人水資源機構 分任契約職
琵琶湖開発総合管理所長 田野 弘明
(公 印 省 略)

決 定 通 知 書

標記について、貴社を下記のとおり契約の相手方として決定したので通知いたします。

記

- 1 件 名 〇〇購入
- 2 契 約 金 額 ¥〇〇〇.- (税込)
- 3 契 約 日 令和〇年〇月〇日
- 4 納 入 場 所 滋賀県大津市〇〇
- 5 納 期 令和〇年〇月〇日
- 6 担 当 職 員 総務課 〇〇

※履行に当たっては、担当職員と打合せを行ってください。